

障がいのある方に対する自動車取得税・自家用の自動車（軽自動車を含む）の減免のご案内

【減免対象となる障がい等級】

項目		障がい等級		
		障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合	
身 体 障 害	視覚障がい	1級 2級 3級 4級	1級 2級 3級 4級	
	聴覚障がい	2級 3級	2級 3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	—	
	上肢不自由	1級 2級	1級 2級	
	下肢不自由	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級	
	体幹不自由	1級 2級 3級 5級	1級 2級 3級	
が	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 移動機能	1級 2級 1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 1級 2級 3級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障がい		1級 3級	1級 3級
い	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級 2級 3級	1級 2級 3級
	肝臓機能障がい		1級 2級 3級	1級 2級 3級
知的障がい		総合判定A	総合判定A	
精神障がい		1級	1級	

【所有要件】 ※18歳未満の身体障がい者、または知的・精神障がい者の場合は生計を一にする方が所有者でも可。
障がい者本人が所有する自動車（自家用の自動車1台に限る。）

【使用要件】 ※日常的介護者の運転が認められるのは、障がい者のみの世帯に限る。
障がい者本人、生計を一にする方又は、日常的に介護する方

【減免の上限額】

自動車税 ……45,000円（総排気量2ℓ超2.5ℓ以下の自家用乗用車の税率）
自動車取得税……250万円に税率を乗じて得た額（税率5%を乗じて得た額）
軽自動車税 ……1台分に限る

【必要書類】 ※同一生計証明書と日常的介護者証明書は、軽自動車税の減免申請時には必要ありません。

- ・減免申請書1部
 - ・同一生計証明書1部（生計同一者が運転する場合）
 - ・日常的介護者証明書1部（日常的介護者が運転する場合）
- 飯山市福祉事務所(市役所 保健福祉課)で発行します。

【申請に必要なもの】

- ・障害者手帳等 ・車検証
- ・運転する方の運転免許証
- ・印鑑（認印で可）
- ・マイナンバー(個人番号)に係る書類

【その他】

減免申請できるのは、普通自動車か軽自動車のいずれか1台のみです。
車を買替えた場合や障害等級が変更になった場合は、所定の場所でお手続きをしてください。

★お問い合わせ先★

自動車税・自動車取得税の減免申請…総合県税事務所 北信事務所 0269-23-0204（直通）

軽自動車税の減免申請 …飯山市役所 税務課 市民税係（5番窓口） 0269-62-3111 内線 161.162